平成25年度東京都商品等安全対策協議会が緊急要望を行いました。 ~テーマ:ブラインド等のひもの安全対策~

東京都は、商品の使用又はサービスの利用に伴う危害を防止し、都民の安全な消費 生活の確保を目的として、消費者団体、事業者団体、学識経験者等が商品やサービス の安全性について検討を行う「東京都商品等安全対策協議会」を設けています。

現在、協議会では、「ブラインド等のひもの安全対策」について協議しています。 本日、開催された第2回協議会において、下記のとおり消費者庁に対して緊急要望 (別紙1)を行いましたのでお知らせします。

なお、都においても消費者庁に対し緊急要望(別紙2)を行いました。

記

- 1 要望日 平成25年12月20日(金)
- 2 要望先 消費者庁長官
- 3 要望内容

商品等に起因する重大事故情報の集約の徹底等について

- (1)要望のポイント
 - ・消費者庁は、商品に起因するなどの重大事故等の発生に関する情報の通知が 徹底されるよう、関係省庁等への働きかけを強化すること。
 - ・現場で詳細な重大事故情報を把握する医師や関係機関から消費者庁に、予防対策につながる適切な情報が速やかに集約される仕組みづくりについて、法整備も含め検討すること。
 - ・集約された情報を活用し、事故の未然・拡大防止のための取組に早期につな げていくこと。
- (2)詳細

別紙1及び2のとおり

4 要望者

東京都商品等安全対策協議会会長 丸山 正博 (別紙1)東京都生活文化局長 小林 清 (別紙2)

【問合せ先】 生活文化局消費生活部生活安全課 電話:03-5388-3055

平成25年12月20日

消費者庁長官 阿南 久 様

東京都商品等安全対策協議会 会長 丸山 正博

商品等に起因する重大事故情報の集約の徹底等について(緊急要望)

東京都商品等安全対策協議会では、消費者団体、事業者団体、学識経験者等 により、「ブラインド等のひもの安全対策」を本年10月から検討してきた。

この度、協議会において、ブラインドのひもによる乳児の死亡事故について、 消費者庁に通知されておらず、法による重大事故情報集約の仕組みが十分に機 能していなかったことが明らかになった。

消費者庁は、商品等の安全対策に対する国としての責務を十分果たせるよう、法による重大事故情報集約の仕組みの徹底を図ることはもとより、いち早く詳細な重大事故情報を把握する立場にある医師や医療機関等から速やかに情報を収集するルートを整備し、早期の安全対策への取組みにつなげるなど、より実効性ある仕組みの構築に向けて、早急に対策を講じる必要がある。

このため、貴職に対し、下記の事項を実現するよう強く要請する。

記

- 1 消費者庁は、消費者安全法第12条第1項に規定する重大事故等の発生に 関する情報の通知が徹底されるよう、関係機関への働きかけを強化すること。
- 2 関係機関への働きかけに当たっては、消費者庁が必要とする情報について の着眼点や事故事例を具体的に示すとともに、報告事項や記入例、記入様式 等が掲載されたマニュアルを提示するなど、情報収集が円滑に行われるよう な対策を講じること。
- 3 消費者安全法第12条第1項に規定する関係機関のみならず、現場で詳細な重大事故情報を把握する医師や医療機関等から消費者庁に、予防対策につながる適切な情報が速やかに集約される仕組みづくりについて、法整備も含め検討すること。
- 4 集約された情報を活用し、事故の未然・拡大防止のための取組に早期につ なげていくこと。

25生消生第435号 平成25年12月20日

消費者庁長官 阿南 久 様

東京都生活文化局長 小林 清

商品等に起因する重大事故情報の集約の徹底等について(緊急要望)

東京都は、消費者団体、事業者団体、学識経験者等で構成する「東京都商品等安全対策協議会」において、「ブラインド等のひもの安全対策」を本年10月から検討してきた。

この度、協議会において、ブラインドのひもによる乳児の死亡事故について、 消費者庁に通知されておらず、法による重大事故情報集約の仕組みが十分に機 能していなかったことが明らかになった。

消費者庁は、商品等の安全対策に対する国としての責務を十分果たせるよう、 法による重大事故情報集約の仕組みの徹底を図ることはもとより、いち早く詳 細な重大事故情報を把握する立場にある医師や医療機関等から速やかに情報を 収集するルートを整備し、早期の安全対策への取組みにつなげるなど、より実 効性ある仕組みの構築に向けて、早急に対策を講じる必要がある。

このため、貴職に対し、下記の事項を実現するよう強く要請する。

記

- 1 消費者庁は、消費者安全法第12条第1項に規定する重大事故等の発生に 関する情報の通知が徹底されるよう、関係機関への働きかけを強化すること。
- 2 関係機関への働きかけに当たっては、消費者庁が必要とする情報について の着眼点や事故事例を具体的に示すとともに、報告事項や記入例、記入様式 等が掲載されたマニュアルを提示するなど、情報収集が円滑に行われるよう な対策を講じること。
- 3 消費者安全法第12条第1項に規定する関係機関のみならず、現場で詳細な重大事故情報を把握する医師や医療機関等から消費者庁に、予防対策につながる適切な情報が速やかに集約される仕組みづくりについて、法整備も含め検討すること。
- 4 集約された情報を活用し、事故の未然・拡大防止のための取組に早期につ なげていくこと。

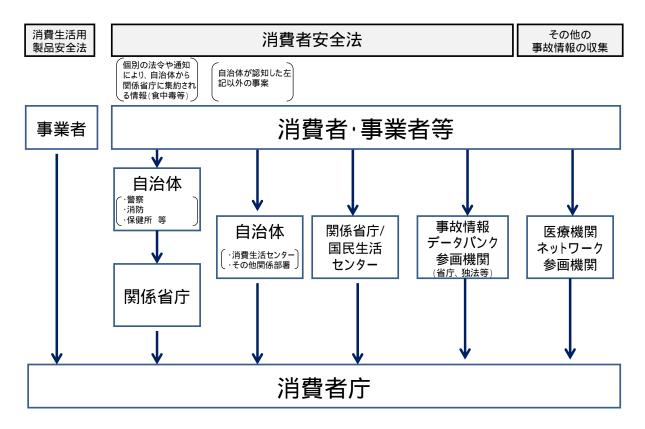
〇消費者安全法第12条(抜粋)

(消費者事故等の発生に関する情報の通知)

第十二条 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センター の長は、重大事故等 が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総 理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該重大事故 等の概要その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

重大事故等:商品又は役務の使用等に伴い生じた事故で、死亡、治療期間 30 日以上の負傷・疾病、一酸化炭素中毒が発生し、又は発生するおそれのある事態。

○消費者庁における主な事故情報の収集の流れ



提供:消費者庁消費者安全課

平成 25 年度東京都商品等安全対策協議会 委員等名簿

【委員】

氏	名	所属等
かまだ鎌田	たまき	独立行政法人国民生活センター商品テスト部長
が	悦字	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 理事
鈴木	春代	公益社団法人全国消費生活相談員協会 週末電話相談室長
たじま田島	松一	東京消防庁防災部参事兼防災安全課長
丸山		明治学院大学経済学部教授
持丸	まさあき 正明	独立行政法人産業技術総合研究所デジタルヒューマン工学研究センター 研究センター長

【特別委員】

氏	名	所 属 等	
が笹	和人	一般社団法人日本インテリアファブリックス協会 情報活用推進委員会特命委員	
小野	がるし	特定非営利活動法人キッズデザイン協議会 専務理事	
炸電	忠俊	日本ブラインド工業会	
小林	むっこ 睦子	みらい子育てネット東京 会長	
詫間	普举	日本児童安全学会 学会長	
やまなか	たこひろ	緑園こどもクリニック 院長	
やまもとよ	うじょう 手二郎	公益社団法人インテリア産業協会 専務理事	

【オブザーバ】

氏 名	所 属 等
信夫隆幸	経済産業省産業技術環境局環境生活標準化推進室 工業標準専門職
景林さおり	消費者庁消費者安全課長
造数 秀子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 標準化を考える会
永 曲 邦博	経済産業省産業技術環境局環境生活標準化推進室 課長補佐

敬称略。委員種別ごとに50音順。